



ニュース

No.34

しぐなるあいず

NPO 法人 成年後見センターしぐなるあいず 代表者理事 蒲田孝代

事務局: 松戸市松戸 1292-1 シティハイツ松戸101

TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869

Eメール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp ホームページ: <http://www.signaleyeyes.biz/>

第 34 号 令和 4 年 9 月 20 日 発行

本年度より「松戸市成年後見相談室」が始まりました

事務局より

1 はじめに

成年後見制度は認知症や知的障害その他精神障害の高齢者や障害のある方達の社会生活を支援するための重要な手段です。国はこの制度の利用促進を考え、平成 28 年に「成年後見制度利用促進法」を制定しました。

この制度に基づき、松戸市では従前の成年後見制度利用に関する松戸市の諸制度を整理し、相談支援機能を果たす部署として、松戸市民のため「松戸市成年後見相談室」を設置しました。

この「松戸市成年後見相談室」は、これまで成年後見制度に関する相談窓口を火曜日と金曜日に設置し、当法人にその業務を委託してきていましたが、この週 2 日の相談窓口を解消して、今年度から月曜日から金曜日までの週 5 日間としなおしたものです。

この「松戸市成年後見相談室」の運営を新たに当法人が受託しました。

2 「松戸市成年後見相談室」の役割

- ① 松戸市民であればどなたでも成年後見相談に関してご相談ができます。
- ② 松戸市民のために生活支援をしておられる支援員の方、相談員の方からの後見支援のあり方についての悩みやご相談も受けます。
- ③ 法律相談に及ぶ場合は、ご希望により、法律専門家へのつなぎもいたします。

3 「松戸市成年後見相談室」の相談体制

- ① 相談対応者
ベテランの社会福祉士が対応します。
- ③ 相談時間
月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時(受付は午後 4 時 30 分)
- ④ 相談方法
まずはお電話で(ケースにより、来所または訪問があります。)
- ⑤ 費用 無料
- ⑥ 土曜日と日曜日はお休み。

後見等の受任件数

2022年7月末時点での受任件数は累計で253件となりました。その内83件が終了して
いて、現在支援をしている方の数は170件となっております。

後見等実施中の内訳（件）

類型別内訳				障害等の内訳				
後見	保佐	補助	未成年 後見	認知症	知的	精神	高次 脳機能	未成年
110	56	3	1	58	66	36	9	1

ニュース mini

第二期成年後見制度利用促進基本計画が4月にスタート

この計画の中で成年後見制度の見直しが検討されます。その方向性として①必要な範囲・期間での利用可能に、②終身ではなく有期の制度に、③後見人の円滑な交代、が指摘されています。これらが推進されると随分使いやすい制度になります。期待をもって動向を注視しましょう。

相談室のご案内

	福祉と法律の相談室	(しぐなるあいずの) 成年後見相談室	松戸市成年後見相談室
対応者	福祉の専門家と法律の専門家がペアで	後見制度に詳しい社会福祉士	後見制度に詳しい社会福祉士
対象者	高齢者・障害者・家族・支援者		
開催日時	毎月第3木曜日 10:00～15:00 要予約 前日17時まで	電話相談は月～金曜日 受付 9:00～16:30 来所相談は毎週火曜日 要予約 前日17時まで	電話相談 月から金曜日 受付 9:00～16:30
窓口	047-702-7868		047-702-3033
料金	無料		

* 祝日・年末年始を除く

しぐなるあいずでは、活動を支えてくださる賛助会員を募集しています
年会費：個人 3,000円 団体 10,000円（お問い合わせはしぐなるあいず事務局まで）